

資料 4-2

個審議答申第60号
平成27年10月1日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤 二男



県税の賦課徴収等に関する事務における全項目評価書（案）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて（答申）

平成27年7月22日付け税第245号で諮詢のあったことについては、熊本県個人情報保護条例第35条第2項2号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

標記評価書（案）について、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日付け特定個人情報保護評価委員会作成。）の審査の観点に照らし、点検を行ったところ、標記事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、本審議会は、次の事項について意見を述べる。

1 入手に係るリスク対策について

入手に係るリスク対策については、特定個人情報を取り扱う職員に対する研修を定期的に実施することが確認されたため、評価書に具体的な実施回数を明記すること。

2 使用に係るリスク対策について

- (1) アクセス権限については、特定個人情報を取り扱う職員の異動情報に基づくICカードの発行、IDの割当て及びパスワードの設定等が確認されたため、その管理方法を徹底すること。
- (2) 使用の記録については、操作者ログを取得し、必要に応じてその記録を解析することが確認されたが、漏えいのリスクをより軽減するという観点から、事後的な追跡調査のみならず、サンプルチェック等による定期的な点検の実施を検討すること。

- 3 委託に係るリスク対策について
貸与した特定個人情報については、業務完了後、直ちに県に返還することが確認されたため、評価書にその旨を明記すること。
- 4 保管・消去に係るリスク対策について
県税システム利用端末については、インターネット接続による漏えい防止の観点から、専用端末を準備する等の対策を検討すること。
- 5 その他のリスク対策について
評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、自己点検及び監査を行うことが確認されたため、評価書に具体的な内容及び体制等について明記すること。